

資 料

（納税環境の整備）

－納税者番号制度等－

目 次

・ 納税者番号制度	1
・ 納税者番号制度の仕組み	2
・ 納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方	3
・ 個人付番方式の比較	8
・ 納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較	9
・ 主要国における納税者番号制度の概要	10
・ 納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト	11
・ 個人情報保護に係る O E C D 8 原則	12
・ O E C D 加盟国（29カ国）における個人情報保護法等	13
・ 米国における社会保障番号・納税者番号とプライバシー保護の仕組み	15
・ 個人情報の保護に関する法律案等の概要	16
・ 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の概要	19
・ 納税者の信頼確保に向けた基盤整備	22
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	23
・ 平成15年度における税制改革についての答申（抄）	25
・ 諸外国における納税者番号制度の利用定着に向けた取組み等	26
・ 米国の所得税申告における主な情報申告書等の流れ	27
・ 米国における社会保障番号の主な利用範囲等の変遷について	28
・ 米国の納税者番号制度におけるマッチング項目一覧	29
・ カナダの所得税申告における主な情報申告書等の流れ	32
・ スウェーデンの所得税申告における主な情報申告書等の流れ	33
・ オーストラリアの納税者番号制度の概要	34
・ 納税環境の整備に係る検討に際しての基本的考え方	35

納 税 者 番 号 制 度

1. 納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載すること

を義務づけることによって、納税者に関する課税資料を、その番号をキーとしてマッチング(突き合わせ)して整理し、管理する方式である。

2. 諸外国においては、米国(年金番号方式)、北欧諸国(住民台帳方式)等において納税者番号制度が採用されている。

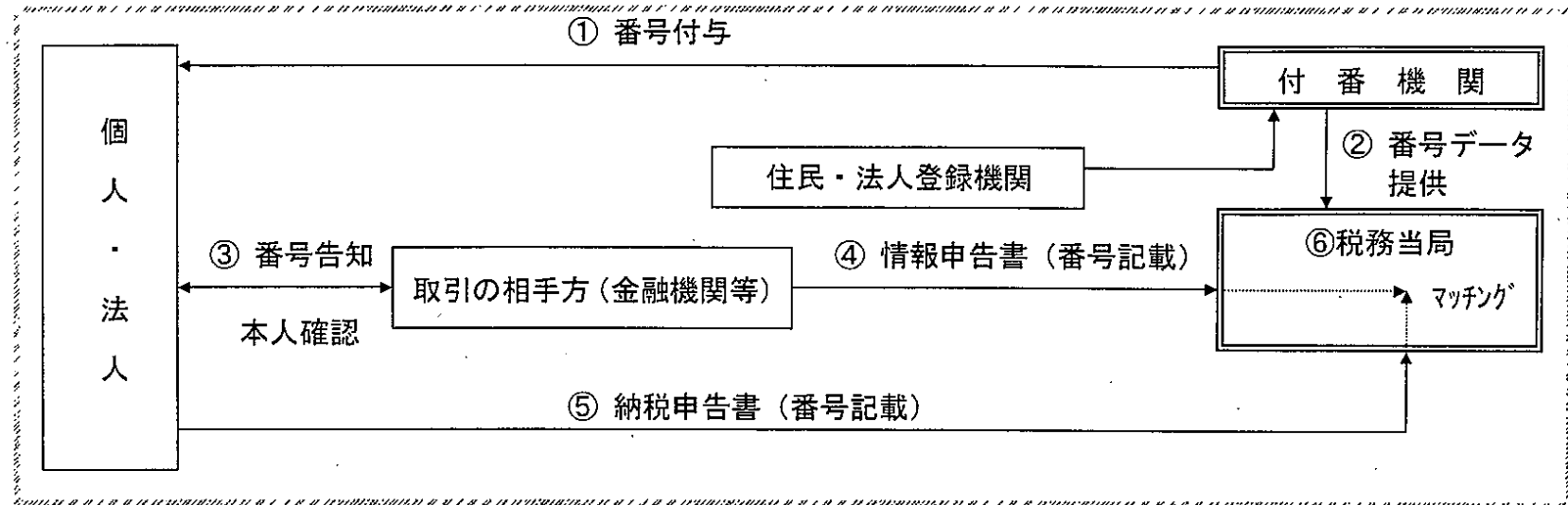
3. 番号制度の検討・準備状況

○ 社会保険庁：平成9年1月から、基礎年金番号が実施されている。

○ 総 務 省：平成11年8月、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、平成14年8月に住民基本台帳ネットワークの1次稼動が開始された。

また、平成14年12月に、住基ネットワークの用途拡大を含む「行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立した(平成15年2月施行)。

納税者番号制度の仕組み



- ① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
- ② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
- ③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知する。
- ④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑥ 税務当局は、
 - イ) 情報申告書を納税者ごとに名寄せ
 - ロ) 情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
 - ハ) マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

納税者番号制度

納税者に広く番号を付与し、

- イ) 各種の取引に際して納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること、
 - ロ) 納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載することを義務付けること、
- によって、納税者に関する課税資料をその番号をキーとしてマッチング(突合せ)して整理し、管理する方式。

納税者番号制度の検討の必要性

- ・ 適正公平な課税の実現
- ・ 税務行政の効率化・高度化
- ・ 総合課税や資産課税との関係
- ・ タックス・コンプライアンスの向上
- ・ 金融・証券税制の構築

納税者番号制度を巡る状況変化

- ・ 番号利用の一般化
- ・ 行政による全国一連の番号の整備
- ・ 国際化・電子化の進展

検討の方向性(～あるべき税制の構築に向けた基本方針(平成14年6月))

- 納税者番号制度については、資料情報制度のあり方など納税を支える他の諸制度のあり方とも併せ検討する必要。
- 今後、検討すべき課題(付番方式のあり方、導入に伴うコストと効果、プライバシー保護、経済取引への影響)
- 納税者番号制度についての国民の受け止め方や考え方を念頭に入れて、資料情報制度など納税を支える他の諸制度のあり方や金融・証券関係税制のあり方も踏まえ、その導入について今後積極的に検討。
- ◎ 制度の意義やその具体的活用の仕方、プライバシー保護の問題など様々な論点が残されているが、その導入に向け具体的な成案を得るべく早急に検討を開始する。

納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

	主な考え方
納税者番号制度の意義(定義)	● 納税者番号制度とは、納税者に広く番号を付与し、(イ)各種の取引に際して、納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること、(ロ)納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載することを義務づけることによって、納税者に関する課税資料を、その番号をキーとしてマッチング(突き合わせ)して整理し、管理する方式である。 ● 納税者番号制度は、こうした取引等の場における真正な名義の使用を担保すること、各種資料情報の突合、名寄せを効率化することにより、適正・公平な課税に資するものであり、また同時に税務行政の効率化・高度化にも寄与するものであり、その結果として、納税者の税務行政への信頼を高めることが期待できる。
納税者番号の検討の必要性	● 適正・公平な課税を実現するためには、税務当局が個人や企業の所得等を的確に捉えることが必要であるが、申告納税制度の下では、まずは納税者自身の申告によって税務当局に明らかにされることが原則。更に申告が真正であることを担保するためには、税務当局が調査・確認を行うことが不可欠であり、こうした調査・確認を行っていく上で、アメリカなどの諸外国において導入されている納税者番号制度は役立つ。 ● 利子所得等を含めた総合課税化を行う場合、大量かつ多様な資料情報等を突合・名寄せし、申告書と照合していく必要がある。このような突合・名寄せを正確・迅速に行うためには、納税者番号制度が不可欠である。 ● 大量の資料情報を機械的・電子的に突合・整理し、活用を図っていく上で、納税者番号制度のような統一番号は、税務行政の効率化・高度化に資するものと考えられる。 ● 納税者番号制度は適正な納税を促す「納税環境」の更なる整備につながり、国民の税制への信頼を高めていく方策として、一つの柱となり得るのではないかと考えられる(タックス・コンプライアンスの向上)。
納税者番号制度を巡る状況変化 (1) 番号利用の一般化 (2) 行政による全国一連の番号の整備 (3) 国際化、電子化の進展	(1) 番号利用の一般化 ① 私たちの日常生活においては各種のカードが普及し、これに伴い番号の利用が一般的なものとなり、情報化・電子化の進展もこれらの変化を後押しした結果、国民一人一人への番号付与が国による管理につながるといった抵抗感は、以前に比べると少なくなっている。 ② ただ、現状は、個別の取引等に対応した個別のカード・番号の利用が一般的となっているにとどまり、納税者番号のような単一の番号が広く日常的に活用される状況には至っていないことにも留意。

	(2) 行政による全国一連の番号の整備 ① 近年、わが国の行政において、国民の利便の増進や行政の合理化に資することを目的として、全国一連の番号の整備が進んでいる。 ② 基礎年金番号は、公的年金番号の一本化に伴い平成 9 年 1 月から実施されている。 ③ 住民票コードについても、平成 11 年 8 月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、その後 3 年以内に番号及びそれを用いたネットワークシステムが導入される(平成 12 年度中期答申)。 ④ 但し、これらの一連番号は、そのまま直ちに納税者番号として利用することはできないことに留意。 (3) 国際化、電子化の進展 ① 経済取引の国際化・電子化の急速な発展の結果、より多くの資金がより素早く移動することが可能となり、取引の範囲も広域にわたるようになってきていることから、個人や企業の金融取引に係る所得等を的確に捉えることが一層困難となるおそれがある。また、租税回避のための取引(タックス・シェルター)が増加することも考えられる。 ② 所得等の捕捉を行って適正・公平な課税を確保するためには、これら金融商品に対し広く資料情報の提出を求める必要がある。資料情報制度を大幅に拡充していく場合には、大量の資料情報を突合・整理し、活用を図っていく上で、納税者番号制度の導入の検討が必要。
番号付与の方式(付番方式)	● 二重付番がないこと、全国一連の番号で生涯変わらないものであること、番号を付与した後の住所、氏名等の異動を管理できる体制になっていること、大多数の個人及び法人を網羅していることなどが必要。 ● 個人に対する付番方式の類型として、公的年金番号を利用する「年金番号方式」と住民基本台帳を利用する「住民基本台帳方式」の 2 類型が主に検討の対象となり得る。また、そのいずれについても、制度上又は性質上、これらの現行の番号をそのまま納税者番号制度に用いることはできないことに加えて、様々なメリット・デメリットがある。 ● 法人に対する番号付与の方式として、税務データ方式(税務当局の管理データに基づく方法)と登記名簿方式(法人登記簿のデータに基づく方法)が考えられるが、税務データ方式については公益法人のデータがないなどの問題、登記簿方式については休眠会社の整理などの問題が指摘されている。
納税者番号制度のメリット	● 納税者番号制度の導入によって課税の公平・適正化が図られることとなれば、税制全体に対する国民の信頼の向上につながる。従って、タックス・コンプライアンス(税制への信頼と納税過程における法令遵守)の向上に寄与することが、納税者番号制度の導入によって期待される最も重要なメリット。 ● 納税者番号制度は、利子所得等を含めた総合課税化を行う場合の前提条件となるので、納税者番号制度の導入は、個人所得課税の課税方式の選択の幅を広げる。

納税者番号制度導入のコスト	● 納税者番号制度により生ずる具体的なコストは、納税者番号制度の対象となる資料情報の範囲等をどのように設定するかによって大きく異なる。 ① <u>金融取引</u>については、納税者番号制度が導入される場合には、預金口座等を管理するソフトウェアの更新、顧客への利子支払額等の通知等を、新たに行わなければならない。 ② <u>一般の経済取引のうちで資料情報の提出義務が課される経済取引</u>に関しては、個々の取引において、納税者番号を新たに追加した資料情報を提出しなければならない。 ③ <u>給与等の支払</u>に関しては、雇用主が従業員の給与等の管理に用いる個々の従業員の整理番号について一対一で納税者番号を新たに対応させる必要が生じ、コンピューターのソフトウェア等について変更・更新等を行わなければならない。 ● 個々の取引等の場において、納税者番号の告知を求めて本人確認をいちいち行わねばならない「わずらわしさ」についても、定量化されないものであるが、制度の導入に係る負担の一つとして無視できないと考えられる。
プライバシーの保護	● 納税者番号制度に関連してプライバシーの保護の問題が生じうる局面は、納税者と税務当局、税務当局と他の行政当局、納税者と資料情報の提出義務者の3つの局面に整理することができる。 ① <u>納税者と税務当局間のプライバシー問題</u>については、税務当局は適正な税務執行のために納税者の経済取引等に係る情報を収集することが求められており、その限りでプライバシーは制限されざるを得ない。税務行政においては、一般の公務員の守秘義務に加え、税務職員についてより重い守秘義務が税法により課されている。従って、納税者番号が導入された場合においても、基本的には、納税者と税務当局間にプライバシーの問題が新たに生じるわけではない。 ② <u>税務当局が納税者番号を用いて収集した税務データへの他の行政当局からのアクセスの問題</u>については、公務員の守秘義務のほか、個人情報保護法による行政機関の保有する個人情報ファイルの目的外使用に関する規制がなされている。他の行政当局が税務データにアクセスできるような仕組みを構築することは、基本的に税務職員の守秘義務違反に当たる。税務データへの不正アクセス防止の問題については、今後、技術的な方策を含め検討を行っていくことが求められる。 ③ <u>取引等の際に納税者番号により本人確認を行うことで、資料情報提出義務者が知り得た納税者の個人情報</u>を無断で第三者に売買するといった危険性が生じる。このような問題に対処するためには、現在、個人情報保護の基本法制の検討を含めた取組みがなされているところであり、今後の検討の推移を見守る必要がある。 ● 納税者番号制度のような個人情報に関連する大掛かりな制度においては、プライバシー保護に関してごくわずかでも

	問題が生じると、制度全体の信頼を著しく損ねるおそれがあり、プライバシー保護については、引き続き十分な検討を重ねていかなければならない。
資金シフト等の経済取引への影響	● 納税者番号制度が導入される場合、同種の取引については出来る限り広く納税者番号制度の対象としないと、納税者番号制度の対象取引から対象外の取引への資金シフトが起こるなど、経済取引へ影響を与えるおそれがある。従って、国際化・電子化の進展を踏まえれば、納税者番号制度の対象となる取引範囲については、経済取引への中立性の観点から、できる限り広くすることが求められるが、その分、納税者番号制度の導入時のコストは引き上げられることに留意。 ● 国際的な資金シフトに対応するためには、国際的な取引についても資料情報の対象とすることや、情報交換をはじめとした税務執行の国際協力を一層推進することについて、検討する必要がある。
今後の検討の方向性	● 納税者番号制度は総合課税との関連で検討が行われてきた。納税者番号制度の導入は利子所得等も含めた個人所得税の総合課税を行う場合の不可欠な前提条件であり、この総合課税化の問題と併せて検討を行う必要がある。 ● タックス・コンプライアンスの向上という観点からは、納税者番号制度は、番号によって申告書と各種の資料情報とが有機的に結び付き、適正・公平な課税の実現に役立つものでなくてはならないことから、<u>納税者番号制度については、資料情報制度のあり方など納税を支える他の諸制度のあり方とも併せて検討を行う必要がある。</u> ● 納税者番号制度については、適正・公平な課税の実現に資する一方、<u>付番方式のあり方、導入に伴うコストと効果、プライバシーの保護の問題など、引き続き検討すべき課題が残されている。</u> ● 納税者番号制度は、国民生活全般に大きな影響を及ぼすものであり、その導入については、<u>国民の理解と協力が不可欠</u>。したがって、諸論点について、今後、国民の間で更に議論が深まることを期待するとともに、全国一連の番号の整備をはじめとした諸状況の進展を踏まえながら、その導入について検討を進めていく必要がある。 ● 現在、<u>金融・証券関係税制の構築に際して、納税者番号制度が存在しないことは明らかに一定の制約要因となっている。</u><u>納税者番号制度についての国民の受け止め方や考え方を念頭に入れて、資料情報保護制度など納税を支える他の諸制度のあり方や金融・証券関係税制のあり方も踏まえ、その導入について、今後積極的に検討を進めていく必要がある。</u> ● 納税者番号制度については、<u>制度の意義やその具体的活用の仕方、プライバシー保護の問題など様々な論点が残されているが、その導入に向け、具体的な成案を得るべく早急に検討を開始する。</u>

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根拠規定	・ 国民年金法施行規則(厚生省令)	・ 住民基本台帳法
付番機関	・ 社会保険庁	・ 市区町村 (都道府県又は全国センターにおいても管理)
付番対象者	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)	・ 居住者(外国人を除く)
保有情報	・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (注)住所の変更は、本人の届出による	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)
他の行政機関に提供される情報	・ なし	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)
番号カード	・ なし	・ 本人の申請により発行(平成 15 年 8 月より) (注)住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は総務省令において規定
目的	・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 供給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)	・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化 (転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供 (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)
プライバシー保護規定	・ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律	・ 法律による厳格な保護措置
民間での利用	・ 加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	・ 民間による利用を禁止
検討・実施状況	8 年 4 月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 10 月 付番対象者確認 12 月 番号通知 9 年 1 月 実施	8 年 3 月 研究会最終報告 7 月～10 月 自治大臣懇談会 9 年 6 月 住民基本台帳法の一部改正試案公表 10 年 3 月 住民基本台帳法一部改正法案国会提出 11 年 6 月 同法案、衆議院通過(附則一部修正) 8 月 参議院において可決・成立 → 公布 14 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク 1 次稼動 12 月 住基コードの利用提供可能事務の拡大(93 事務⇒264 事務)を規定する行政手続オンライン化整備法の成立

納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較

(平成 12 年 7 月 税制調査会「わが国税制の現状と課題

—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」より抜粋)

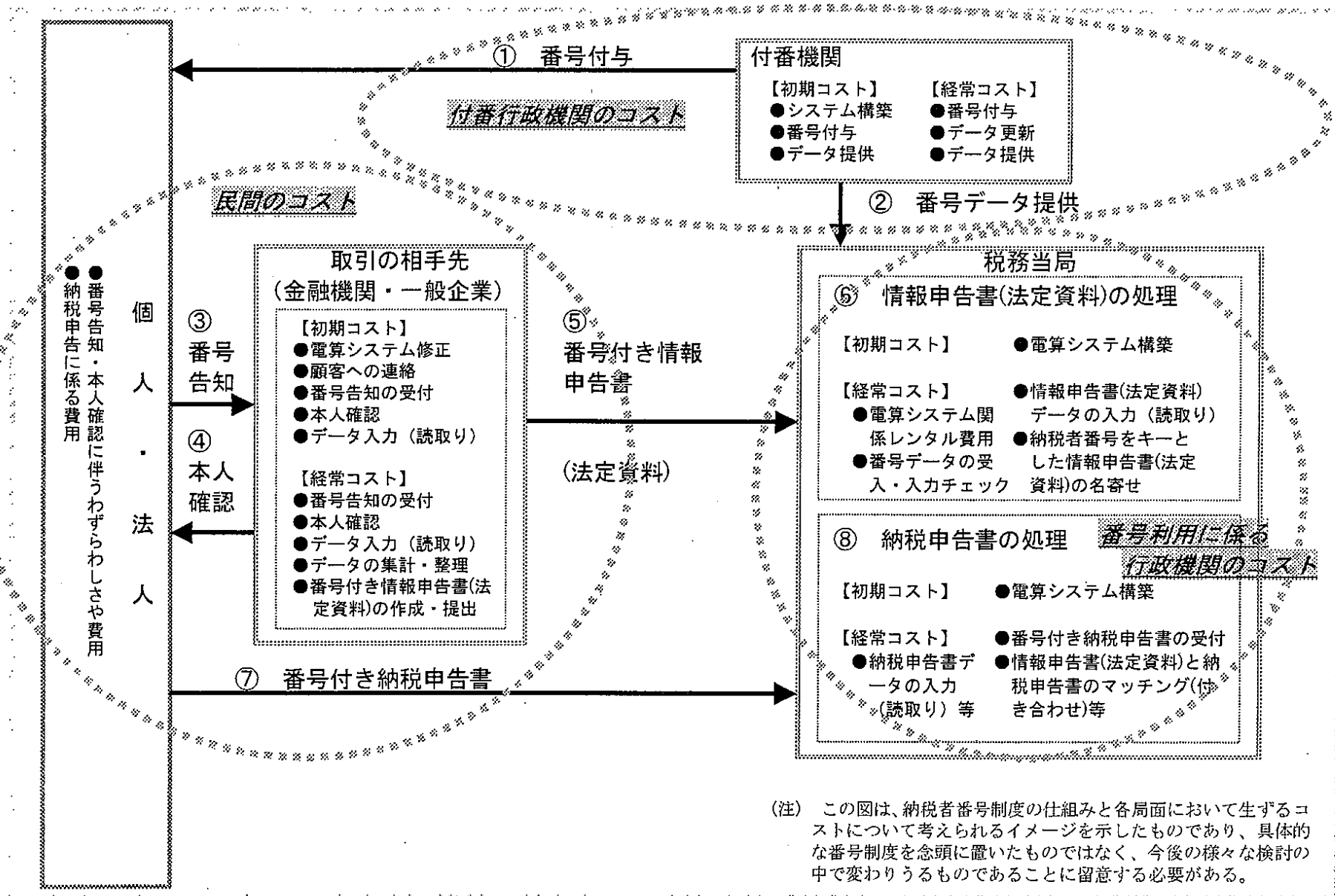
	年金番号方式(基礎年金番号)	住民基本台帳方式(住民票コード)
メリ ット	○ 国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるのではないか。 ○ 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。 (← 他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要。)	○ 外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。 ○ 住民票コードについて法律上の根拠がある(住民基本台帳法で規定)。
デ メ リ ット	● 年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る(注)。 (← 公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ることなどによって番号制度の枠組みに取り込めるのではないか。) ● 基礎年金番号について法律上の根拠がない(厚生省令で規定)。	● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面では活用できない。 ● 住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要があるのではないか。 (← 身近な市町村の住民票の記載事項であるため、受け入れやすいのではないか。)

(注) 基礎年金番号は、公的年金加入者等(外国人も含む)が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人 口 (2001 年現在)	付番維持管理機関	付番の根拠法	実施年
ア メ リ カ	社会保障番号 (9 桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約3 億 8,100 万人 (累積数) (1997 年現在)	2 億 8,480 万人	社会保障庁	社会保障法	1962 年
カ ナ ダ	社会保険番号 (9 桁)	税務、失業保険、年金等	約 3,153 万人 (累積数) (1997 年現在)	3,111 万人	人的資源開発省	失業保険法	1967 年
デンマーク	統一コード (10 桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	533 万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968 年
スウェーデン	統一コード (10 桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883 万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968 年
ノルウェー	統一コード (11 桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	451 万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970 年
韓 国	住民登録番号 (13 桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,734 万人	内務部	住民登録法	1993 年
シンガポール	統一コード (1 文字 8 数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413 万人	内務省国家登録局	国家登録法	1995 年
イ タ リ ア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約 5,000 万人 (1997 年現在)	5,795 万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977 年
オーストラリア	統一コード (9 桁)	税務、所得保障等	約 1,250 万人 (1996 年現在)	1,949 万人	国税庁	1988 年度税制改正法	1989 年

納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）



個人情報保護に係るOECD 8原則

- 目的明確化の原則
収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき
- 利用制限の原則
データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない
- 収集制限の原則
適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき
- データ内容の原則
利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき
- 安全保護の原則
合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき
- 公開の原則
データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき
- 個人参加の原則
自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立を保証するべき
- 責任の原則
管理者は諸原則実施の責任を有する

(出典) OECD 理事会勧告 (Recommendation of the Council concerning Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data. 1980 年)

OECD加盟国(29 か国) における個人情報保護法等

国 名	個人情報の保護に関する法律の名称(制定年月)
オーストラリア (Australia)	◎プライバシー法 (Privacy Act) [1988 制定 2000 改正] ※2000 年の改正で、民間部門を対象に追加。
オーストリア (Austria)	◎連邦データ保護法 (Federal Data Protection Act) [1978 制定 1994 改正]
ベルギー (Belgium)	◎個人データの処理に係る個人生活の保護に関する法律 (Law on the Protection of Privacy Regarding the Processing of Personal Data) [1992 制定 1999 改正]
カナダ (Canada)	○プライバシー法 (Privacy Act) (1982 制定) ●個人情報保護及び電子文書法 (Personal Information Protection and Electronic Documents Act) [1999 制定]
チェコ (Czech Republic)	◎情報システムにおける個人データ保護法 (The Protection of Personal Data in Information Systems Act) [1992 制定]
デンマーク (Denmark)	◎個人情報の処理に関する法律 (The Act on Processing of Personal Data) [2000 制定]
フィンランド (Finland)	◎データ保護法 (Personal Data Act) [1987 制定 1994, 1999 改正]
フランス (France)	◎データ処理、データ・ファイル及び個人の諸自由に関する法律 (Act on Data Processing, Data Files and Individual Liberties) [1978 制定 1994 改正]
ドイツ (Germany)	◎連邦データ保護法 (Federal Data Protection Act) [1977 制定 1990 改正]
ギリシャ (Greece)	◎個人データ処理に係る個人の保護に関する法律 (Protection of the Individual Against Processing of Personal Data) [1997 制定]
ハンガリー (Hungary)	◎個人データ保護及び公的データのアクセスに関する法律 (The Law on Protection of Personal Data and Disclosure of Data of Public Interest) [1992 制定]
アイスランド (Iceland)	◎個人データの登録及び処理に関する法律 (Act Nr.121 Concerning the Registration and Handling of Personal Data) [1989 制定]
アイルランド (Ireland)	◎データ保護法 (Data Protection Act) [1988 制定]
イタリア (Italy)	◎個人データの処理に係る個人等の保護に関する法律 (Law on Protection of Individuals and Other Subjects Regarding the Processing of Personal Data) [1996 制定]

国 名	個人情報保護に関する法律の名称(制定年月)
日本 (Japan)	○行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(Act for protection of computer Processed Personal Data held by Administrative Organs) [1988 制定]
韓国 (Korea)	○公共機関における個人情報保護に関する法律(The Protection of Personal Information by Public Organisations Act) [1994 制定]
ルクセンブルグ (Luxembourg)	◎電子計算機処理に係る個人データ利用規制法 (Nominal Data (Automatic Processing) Act) [1979 制定]
メキシコ (Mexico)	
オランダ (Netherlands)	◎データ保護法 (Data Protection Act) [1988 制定、1993 改正]
ニュージーランド (New Zealand)	◎1993年プライバシー法(Privacy Act 1993) [1993 制定]
ノルウェー (Norway)	◎個人データ登録法(Act Relating to Personal Data Registers) [1978 制定 1994 改正]
ポーランド (Poland)	◎データ保護法(Act on the Protection of Personal Data) [1997 制定]
ポルトガル (Portugal)	◎個人データ保護法(1991 制定 1994、1998 改正) (Protection of Personal Data Act)
スペイン (Spain)	◎個人データ保護法 (Law on the Regulation of the Automated Processing of Personal Data) [1992 制定 1999 改正]
スウェーデン (Sweden)	◎データ法 (Personal Data Act) [1973.5 制定 1992、1998 改正]
スイス Switzerland)	◎連邦データ法(Federal Law on Data Protection) (1992 制定)
トルコ (Turkey)	データ保護法案 (Bill on Data Protection)
イギリス (United Kingdom)	◎1998 データ保護法(Data Protection Act 1998) ※98 年法制定に伴い、1984 に制定した旧法を廃止
アメリカ (United States)	◎1974年プライバシー法(Privacy Act of 1974) [1974 制定 1988 改正]

(注) ◎: 官民双方を対象とした法律 ○: 公的部門を対象とした法律 ●: 民間部門を対象とした法律。■は、民間部門を対象とする法律を持たない国

(出典) 首相官邸ホームページ

米国における社会保障番号・納税者番号とプライバシー保護の仕組み

○ 米国においては、社会保障番号(SSN: Social Security Number、内国歳入法の規定により納税者番号として採用)に関して、以下のようなプライバシー保護のための措置がなされている。

(1) 1974 年プライバシー法(Privacy Act of 1974)上の制約

- ・ 連邦、州及び地方政府機関が強制力をもって個人に社会保障番号の開示を求めるためには、連邦法にその根拠が必要とされる。

(2) 社会保障番号に関する社会保障法上の保護

- ・ 情報の非公開：社会保障制度の運用上社会保障庁又は権限ある者が取得・管理している社会保障番号及び関連する情報は、法律または規則によって認められている場合を除き、公開を禁止している。
- ・ 不公正な社会保障番号の利用の制限：社会保障番号の設定に係る虚偽の情報提供、番号の不正使用・開示等は禁止されており、これに違反すると 10,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらの併科がなされる。

(3) 税務におけるプライバシー保護

- ・ 1976 年税制改革法において、内国歳入法が改正され、納税申告書及びその関連書類等の開示に関する要件を詳細に規定した。本規定により、納税申告書及びその関連書類は原則非公開とし、全ての公務員は守秘義務を負うこととなっており、これに違反すると、5,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらの併科がなされる。

(4) 民間部門における納税者番号の利用

- ・ 連邦法に違反して納税者番号を開示した場合、内国歳入法の規定により、5,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらが併科される。

(注1) 納税者番号の告知を受けた者が連邦法に違反して納税者番号を開示した場合、納税者はその者に対する損害賠償請求の民事訴訟を連邦地裁に提訴することができる。

(注2) 納税者番号として使用する場合の社会保障番号については上記のような規制が存在するものの、現在、社会保障番号自体の民間における利用についてプライバシー保護の観点から規制する法律はない。

個人情報の保護に関する法律案等の概要

個人情報の保護に関する法律案

第1章 総則

1 目的（1条）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大
→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

2 定義（2条）

「個人情報」…生存する個人に関する情報（識別可能情報）

「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なもの。一定のマニ
ュアル処理情報を含む）

「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共
団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く）

「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3 基本理念（3条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取
扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

1 国及び地方公共団体の責務（4条、5条）

2 法制上の措置等（6条）

- 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等
- 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人
情報についての法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針（7条）

- 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議に
かけて決定

第2節 国の施策（8条～10条）

- 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

第3節 地方公共団体の施策（11条～13条）

- 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- 区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

第4節 国及び地方公共団体の協力（14条）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

(1) 利用目的の特定、利用目的による制限（15条、16条）

- 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
- 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止

(2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）

- 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
- 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
- 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示

(3) データ内容の正確性の確保（19条）

- 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保

(4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督（20条～22条）

- 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な
監督

(5) 第三者提供の制限（23条）

- 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
- 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等
しているときは、第三者提供が可能
- 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項
を通知等している場合）は第三者提供とみなさない

(6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等（24条～27条）

- 保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続等についての公表等
- 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等

(7) 苦情の処理（31条）

- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

(8) 主務大臣の関与（32条～35条）

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
- ・ 個人情報取扱事業者が義務規定（努力義務を除く）に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等
- ・ 主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）

(9) 主務大臣（36条）

- ・ 個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

(1) 団体の認定（37条）、対象事業者（41条）

- ・ 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理等を行おうとする団体の認定
- ・ 認定団体による対象事業者（団体の構成員等）の氏名又は名称の公表

(2) 個人情報保護指針（43条）

- ・ 認定団体による個人情報保護指針の作成・公表

(3) 主務大臣の関与（46条～48条）

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収
- ・ 業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更等についての命令
- ・ 認定基準に適合しなくなった場合、命令に従わない場合等における認定取消し

(4) 主務大臣（49条）

- ・ 対象事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第5章 雑則

- ・ 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外（50条1項）

- ・ これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力（50条3項）

※ この他、権限又は事務の委任、施行の状況の公表等について規定

第6章 罰則

- ・ 個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則（56条～59条）

附則

- ・ 公布の日から施行。第4章から第6章までの規定は、公布後2年以内に施行（附則1条）
- ・ 経過措置（附則2条～6条）
- ・ 内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加（附則7条）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案

1 目的

国の行政機関における個人情報の適正な取扱い

2 対象機関

国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）

3 対象情報

電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報

4 個人情報の適切な取扱い

- ・ 保有制限－利用目的の達成に必要な範囲内等
- ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
- ・ 利用・提供の制限－利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
- ・ 正確性の確保－利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
- ・ 安全確保－漏洩等防止のための措置

5 個人情報ファイルの適正な管理と公表

- ・ ファイル保有に当たっての総務大臣に対する通知
- ・ 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）

6 本人関与

- ・ 開示請求制度－本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
- ・ 訂正請求制度－事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
- ・ 利用停止請求制度－不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止義務

7 不服申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務

8 罰則

以下の行為を行った行政機関の職員等に関する罰則

- ・ コンピュータ処理されている個人データの漏えい
- ・ 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用
- ・ 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用した個人の秘密の収集

（出所）首相官邸、総務省ホームページ

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の概要

1. 制定の趣旨

昨年10月に署名されたテロ資金供与防止条約（本年7月発効済）の要請を踏まえ、現在、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関が、業界の自主ガイドライン等により行っている顧客の本人確認及び記録の保存を、法律上の義務として位置づけ、内容の明確化及び充実を図った。その際、テロ資金・マネーロンダリング対策に関してこれまで積み重ねられてきた国際的議論を参考とし、また、現行の疑わしい取引の届出制度との整合性にも留意した。（平成14年現在）

2. 法律の内容

（1）本人確認

金融機関が、顧客との間で預金口座の開設や大口現金取引等^{（注）}を行う際、顧客の氏名・住所・生年月日（顧客が法人の場合は名称・本店等の所在地）を、運転免許証等の公的証明書の提示を求める等の方法により確認しなければならない。

（第三条第一項～第三項）

顧客に対し、本人確認に当たって虚偽を申し立てることを禁止する。（第三条第四項）

金融機関は、本人確認に係る記録を作成し、顧客との取引関係の終了時から7年間保存しなければならない。（第四条）

（注）大口現金取引における本人確認の対象は、本人確認未済の顧客との200万円超の取引とする。（施行令第三条第一項第二十一号）

（2）取引記録の保存

金融機関は、顧客との間で行った取引に係る記録を作成し、7年間保存しなければならない。（第五条）

（3）その他

① 郵便貯金、簡易生命保険等、郵政官署の行う金融取引につき、本法の本人確認等の規定を準用する。（第七条）

② 金融機関が、本人確認に応じない顧客との取引に応じないことができる旨の規定を設ける。（第六条）

③ 所要の監督・検査権限に関する規定を設け、同権限を有する行政庁は、各金融機関の業法に規定する主務大臣等とする。（第八条～第十一条、第十四条）

④ 金融機関の是正命令違反、虚偽報告、検査忌避等に罰則を課す。また、本人確認の際、隠ぺい目的で虚偽を申し立てた顧客に罰則を課す。（第十五条～第十八条）

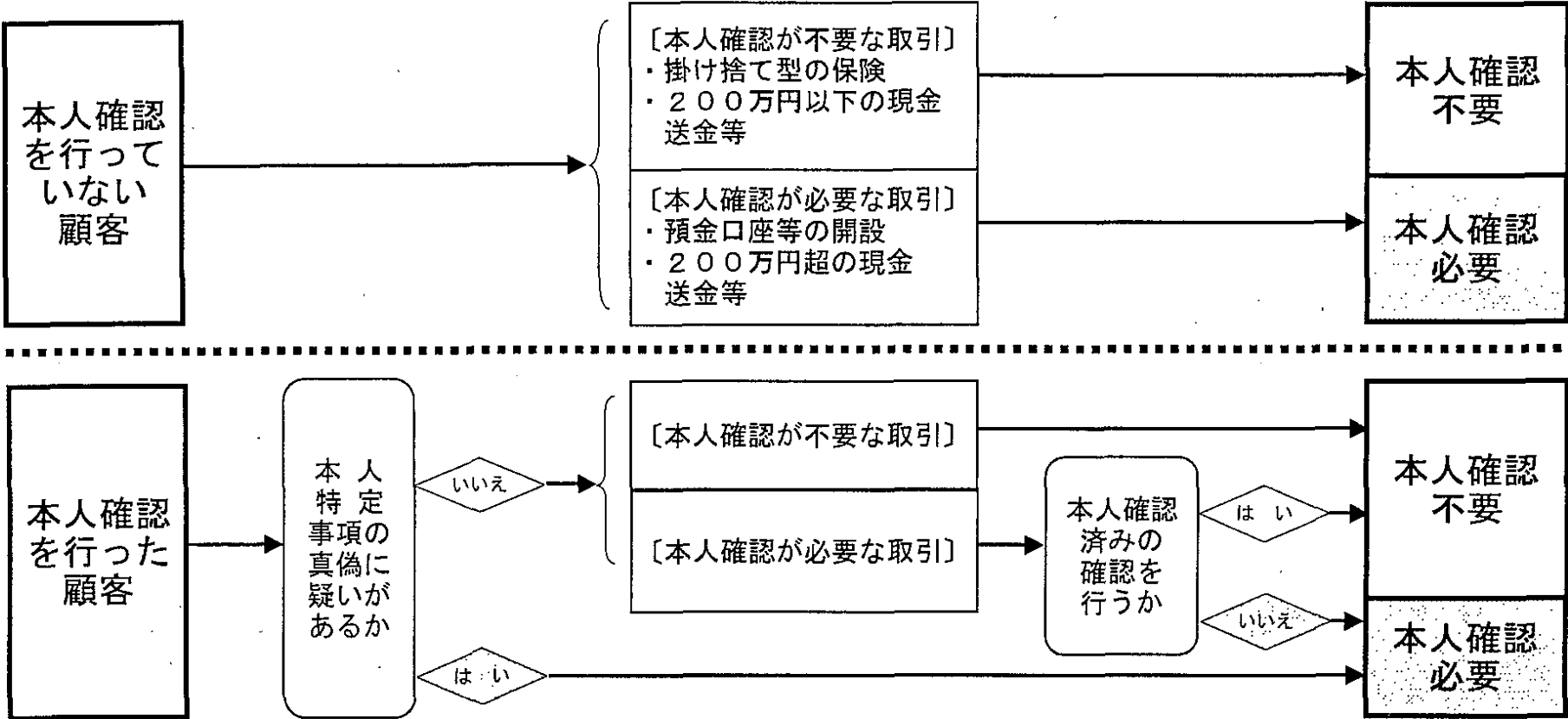
⑤ 必要な経過措置を政令で定める。（第十三条）

※ 本法は、平成15年1月6日から施行。

（以 上）

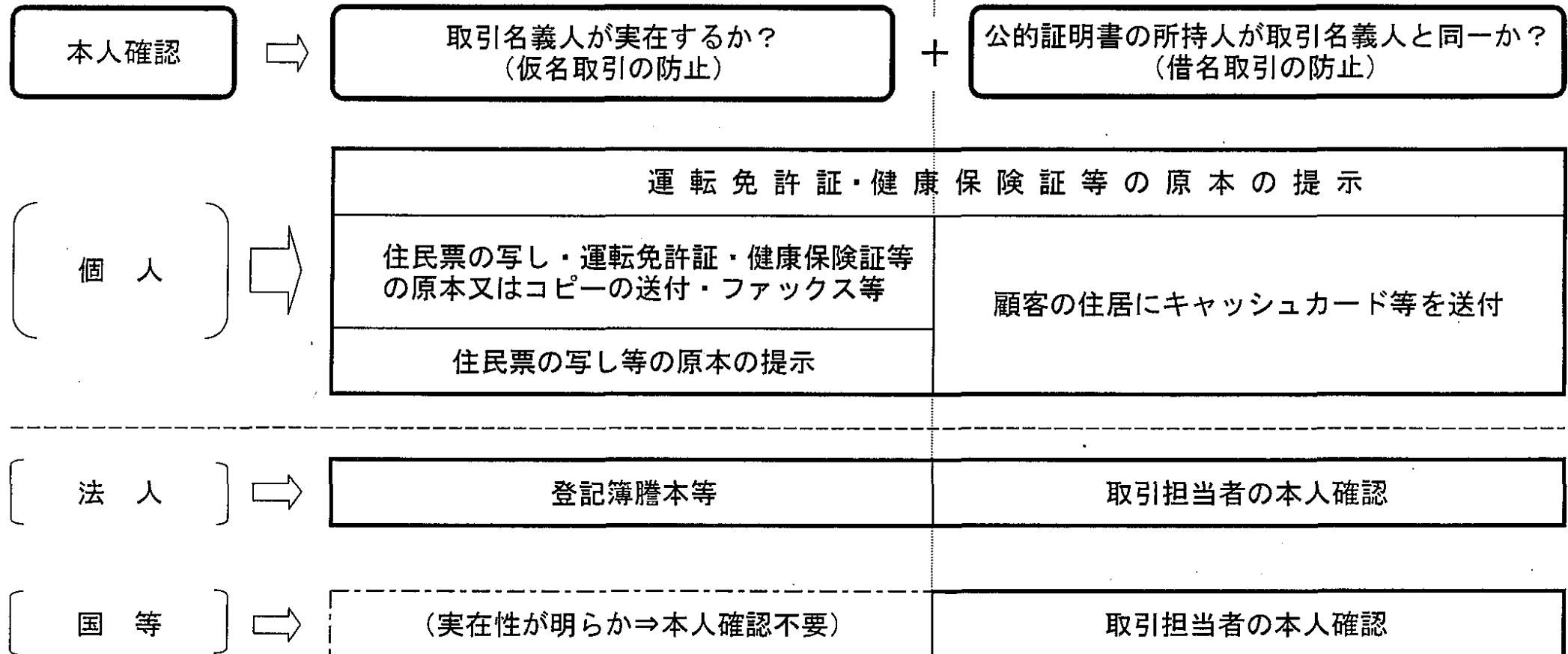
（出所）金融庁ホームページ（平成14年現在）

本人確認の場面



(出所) 金融庁ホームページ

本人確認の仕組み



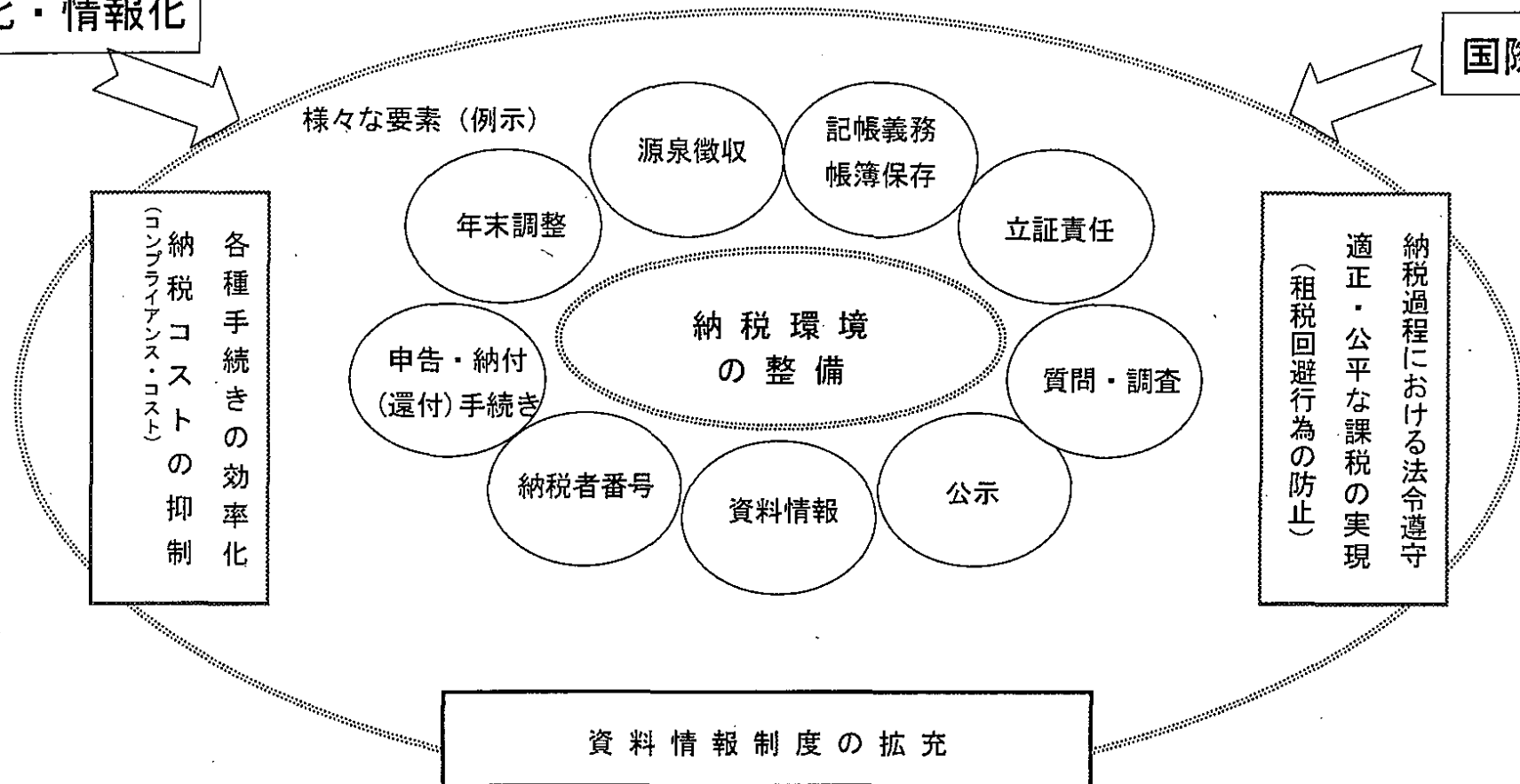
(出所) 金融庁ホームページ

納税者の信頼確保に向けた基盤整備

タックス・コンプライアンス (Tax Compliance : 税制への信頼と納税過程における法令遵守)

電子化・情報化

国際化



課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
税制調査会

第二 個別税目の改革

六 納税者の信頼確保に向けた基盤整備

あるべき税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組んでいくに当たっては、税制及び税務行政に対する納税者の信頼を確保していくことが不可欠である。このため、納税者が円滑に申告・納税できるような環境を積極的に整備するとともに、適正・公平な課税を実現できるような税務執行体制を整備していく必要がある。こうした考え方に立って、制度、執行の両面において、以下のような取組みを推進していくことが重要である。

1. 納税者番号制度

近年における経済取引の国際化や情報化・電子化の急速な進展に見られるように、納税者番号制度を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした状況を受けて、国民の意識についても変化の兆しがうかがわれる。

納税者番号制度については、制度の意義やその具体的活用の仕方、プライバシー保護の問題など様々な論点が残されているが、その導入に向け、具体的な成案を得るべく早急に検討を開始する。

2. 源泉徴収・年末調整

所得税は、納税者自らが税額を確定して自主的に申告・納付する申告納税制度を基本としている。給与等に係る税額の納付については、源泉徴収及び年末調整が実施されている。年末調整では政策的な控除をも含めて税額の精算が行われるため、一般の給与所得者は基本的に確定申告を要しない。

源泉徴収及び年末調整は、適正かつ確実な課税の担保、納税者の手続きの簡便化等の観点から今後とも基本的に存置させるべきである。しかし、給与所得者が自ら確定申告を行うことは、社会共通の費用を分かち合っていく意識を高める観点から見れば重要である。電子申告をはじめとする申告手続簡便化の環境整備など、税務執行面にも配慮しつつ、これを拡充する方策について引き続き検討する必要がある。

3. 公示制度

現在、所得税、法人税、相続税等について設けられている公示制度は、主として第三者による監視という牽制的効果を狙うものとして、昭和 25 年に導入された。所得税については昭和 58 年に高額納税者への顕彰の趣旨も兼ねて所得公示方式から税額公示方式に変更されている。同制度については、所期の目的外に利用されている面があるなど個人のプライバシーへの配慮の観点からは問題なしとしない。その一方、制度変更により、国民一般から見て申告納税制度の信頼度が低下することは好ましくない。公示制度の存廃については、高額納税者が社会的に評価されることの重要性を踏まえつつ、これに代わる制度を含め、今日的視点から検討する必要がある。

4. その他

- (1) 情報化・電子化を活用して納税者利便の向上等を図る観点から、現在の書面による手続に加え、インターネットを通じて自宅等に居ながら税務手続を可能とする電子申告や電子納税について、セキュリティの確保等に留意しつつ、円滑な導入を図ることが必要である。
- (2) 適正・公平な課税を実現する環境整備の一環として、国際化、情報化など経済社会の構造変化に対応し、国民の理解と協力を得て、資料情報制度の拡充を図っていくことが重要である。
- (3) 納税者の信頼確保のため、税務の執行面においても、分かりやすい広報の推進、事前相談を含む納税相談への迅速・的確な対応、調査・指導の的確な実施など、納税環境の整備及び適正・公平な税務行政の推進に取り組んでいくことが重要である。

平成 15 年度における税制改革についての答申（抄）

平成 14 年 11 月
税 制 調 査 会

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

六 納税環境整備

1. 電子申告

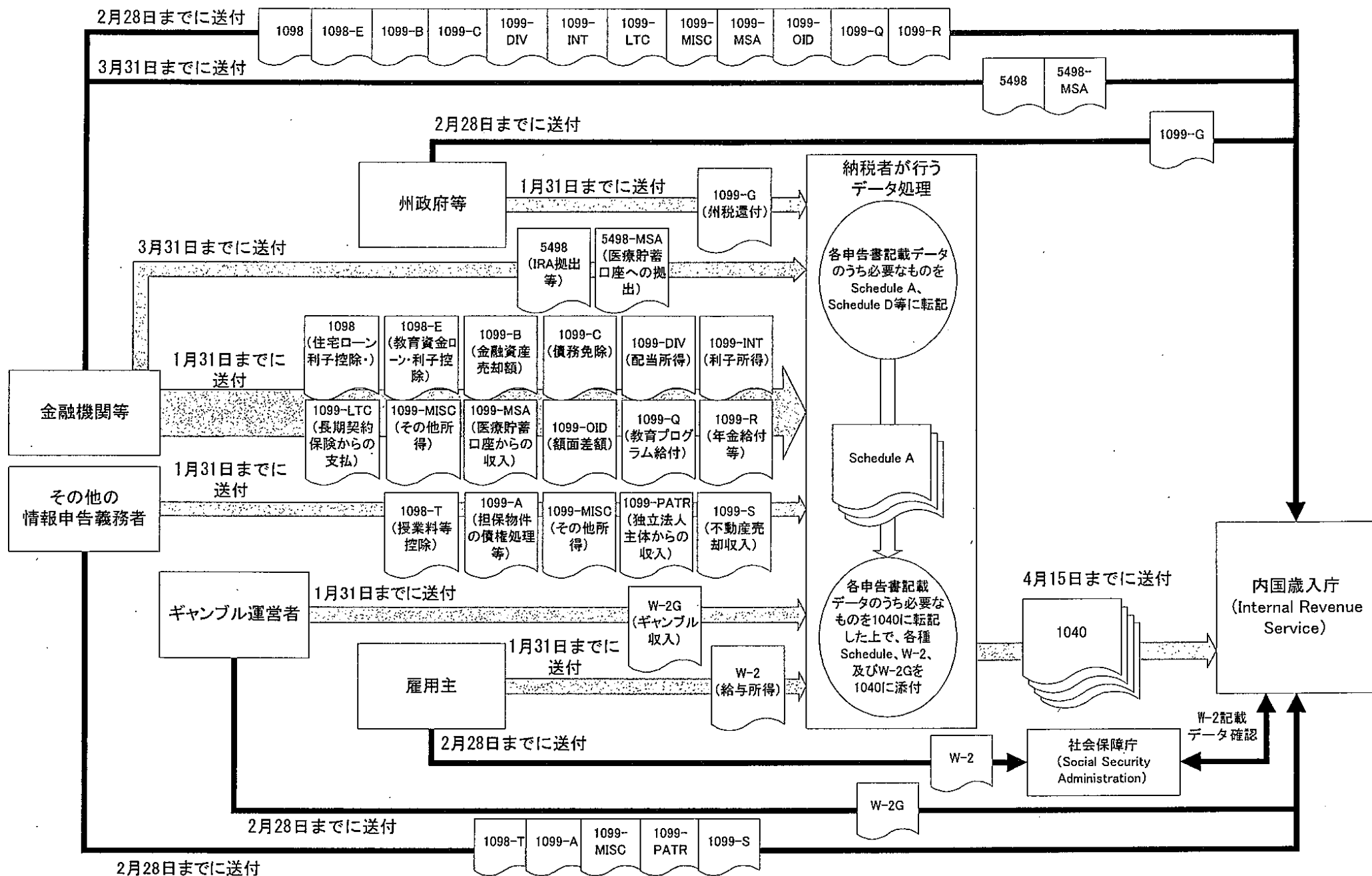
情報化・電子化を活用して納税者利便の向上等を図る観点から、電子申告や電子納税の導入を目指し準備が進められている。申告や納税は国民生活に密着したものであることから、システムの安定的な稼動やセキュリティの確保等に留意しつつ、円滑な導入を図ることが必要である。

2. 公示制度

昭和 25 年に導入された公示制度は、主として第三者による監視という牽制的効果により、適正な申告の確保を図ることを目的としている。しかしながら、同制度については、所期の目的外に利用されている面があることや、犯罪や嫌がらせの誘発の要因となり、個人のプライバシーへの配慮の観点からは問題が多いと考える。また、第三者による監視という制度本来の意義に疑問が呈されており、今後、制度の廃止を含めて検討する必要がある。その際、国民一般から見て申告納税制度の信頼度が低下することは好ましくないため、公示制度の廃止の代替という観点からも、グローバル化や情報化・電子化の進展と対応して、資料情報制度の充実等納税環境整備についてあわせて検討する必要がある。他方、高額納税者が社会的に評価されることの重要性についても何らかの方法で配慮する必要がある。

諸外国における納税者番号制度の利用定着に向けた取組み等(未定稿)

	アメリカ	カナダ	スウェーデン	デンマーク	韓国	オーストラリア
納税者番号制度の利用範囲の主な変遷	社会保障番号として発達		個人登録番号として発達			税務番号として発達
	1936 社会保障番号導入 1943 行政統一番号化 1962 税務目的利用開始 (任意使用) 1976 申告時使用義務化 1983 金融機関等の口座 保有者に使用を義務化 1986 扶養控除の適用者 に扶養親族の番号 の使用を義務化	1964 社会保障番号導入 1967 税務目的利用開始 (任意使用) 1976 番号の取得を義務 化 1982 申告時使用義務化 (社会保障番号へ 一本化) 1989 情報申告書への記 載義務化 1991 有価証券取引の情 報申告書に対する 記載義務化	1947 住民登録番号 (教会管理の個人 識別番号が前身) 1967 行政統一番号化 (社会保障、税務目 的等で使用開始、 電子化) 1991 番号情報の管理を 教会から国税庁へ 移管	1924 住民登録制度導入 (教会管理から自 治体管理へ) 1968 行政統一の個人識 別番号を導入 (税務目的等で使 用開始、電子化) 2000 使用可能範囲を民 間利用に拡大	1968 住民登録番号導入 (18歳以上・任意) 1970 取得を原則義務化 1975 全国民に取得義務 1980 使用可能範囲を民 間利用に拡大(電 子化) 1993 金融実名制により、 金融機関、カード会 社等との取引に際 し使用を義務化 (全省庁のオンライン使用へ)	1936 内部整理番号導入 1987 国民登録番号法案 提出(廃案) 1989 税務番号導入(新 規被用者から継続 被用者に適用を拡 大) 1991 利子、配当所得に ついて使用義務化 社会保障に利用を 拡大 1993 年金給付目的に利 用を拡大
納税者番号の利用定着に向けた主な仕組み	税務申告の適正を担保する仕組みとして活用		番号の利用により税務申告を簡素化する 仕組みを実現		金融実名制により定着	番号の利用は任意 (選択制)
	- 税務申告等に使用することが義務。 - 使用しない場合は無申告加算税が課される。 - 虚偽の番号を使用した場合は、罰則の対象。 - 退職年金の受給等の際に番号の使用等を要件に源泉徴収を免除。 - 扶養控除等に係る申告の適正性を担保するため仕組として活用。 - 裏打ち源泉徴収制度を導入。	- 税務申告等に使用することが義務。 - 使用しない場合は無申告加算税が課される。 - 虚偽の番号を使用した場合は、罰則の対象。 - 教育資金プログラムや税制適格私的年金の受給等の際に、番号の使用等を要件に源泉徴収を免除。	- 番号の登録は義務とされており、全ての行政サービスの利用に番号の使用が要件。 - 登録、変更に伴う情報更新告知義務違反は、住民登録法上の罰則の対象となる。 - 番号の活用により、所得や税額を集計・記載した申告書を各納税者に送付。記載に相違なければ署名・提出のみで申告手続が終了。	- 番号の登録は義務とされており、全ての行政サービスの利用に番号の使用が要件。 - 登録、変更に係る情報更新告知義務違反は、住民登録法上の罰則の対象となる。 - 番号の活用により、所得や税額を集計・記載した申告書を各納税者に送付。記載に相違なければ署名・提出のみで申告手続が終了。	- 番号の登録は義務とされている。 - 登録、変更に係る情報更新告知義務違反は、住民登録法上の罰則の対象。 - 金融実名制の下で、番号の使用を伴う実名による金融取引を行っている者に対して、租税減免規則法により、証券取引税などが免除される場合がある。	- 申告時における番号の使用は任意(処罰規定なし)。 - 勤労所得は、番号の使用により源泉徴収率が軽減(未使用の場合は最高税率により源泉徴収)。 - 利子、配当所得は、番号の使用により、源徴が免除される場合あり。



米国における社会保障番号の主な利用範囲等の変遷について(未定稿)

一般利用分野	税務分野(主に税法上規定されるもの)
1936 • 社会保障法制定により社会保障番号(Social Security Number(SSN))の導入。 1943 • 社会保障番号を行政統一番号として利用開始。 1965 • 医療保険(Medicare)の創設に伴い、65 歳以上の高齢者の殆どが社会保障番号を取得することが必要とされる。 1967 • 国防総省が、軍人番号を廃止しSSNを採用。 1972 • 外国人労働者等に対してもSSNの付番を開始。 1974 • プライバシー法が成立。 (政府機関によるSSNの利用を制限。州政府のSSN利用が可能とされる。) 1975 • AFDC(要扶養児童家族扶助)受給のためにSSNの取得・提示が義務付け。 1976 • SSNの不法利用等について、罰則が設けられる。 • 州の自動車登録と免許証の申請にもSSNの使用が可能となる。 1977 • フード・スタンプ受給のためにSSNの取得・提示が義務付けられる。 1981 • 学校給食プログラム受給のためにSSNの取得・提示が義務付けられる。 • 徴兵制度登録義務者に対してSSNの取得・提示が義務付けられる。 1982 • 債権回収法により、連邦貸付プログラムの申請者に対し、貸付機関に対するSSNの提示が義務付けられる。 1984 • 州の社会保障給付の受給資格認定のため、SSNの活用が認められる。 1986 • 商用自動車運転免許にSSNの記載が義務付けられる。 • 学生ローンの申請のためにSSNの記載が義務付けられる。 1988 • 献血機関でのSSNの使用が認められる。 1990 • DVAプログラム(退職軍人恩給)の受給のために、SSNの取得・提示が義務付けられる。 1994 • 陪審員の選出のために、SSNの活用が法的に認められる。 1998 • 個人情報窃盗(Identity Theft)等防止法が成立。	1961 • 内国歳入法改正により、納税者に申告の際の番号使用を義務付ける。 1962 • 内国歳入庁(IRS)が、SSNを公式に納税者番号として使用開始。 1964 • 連邦貯蓄証券(シリーズH)の購入者にSSNの提示が義務付けられる。 1970 • 全ての金融機関に対し、顧客のSSNの保有、及び1万ドル以上の取引に関するIRSへの報告を義務付ける。 1973 • 連邦貯蓄証券(シリーズE)の購入者にSSNの提示が義務付けられる。 1976 • 税制改革法により、SSNを全税務目的に利用可能な納税者番号として位置付けると同時に、州税でもSSNの利用が可能とされる。 1983 • 法律により、金融機関等に利子の生ずる口座を有する者に対しSSNの提示を義務付け、それを行わない場合について罰則が設けられた。 • 納税者番号等を通知しない者等を対象とする「裏打ち源泉徴収」制度が導入される。 1984 • 離婚・別居手当支払者にIRSへのSSNを報告することが義務付けられる。 1986 • 扶養控除の適用のため、5歳以上の扶養家族のSSNを申告書に記載することが義務付けられる。 1988 • 2歳以上の扶養家族のSSNを申告書に記載することが義務付けられる。 1990 • 1歳以上の扶養家族のSSNを申告書に記載することが義務付けられる。 1996 • 勤労所得税額控除(EITC)適用のため、SSNの取得・申告が義務付けられる。

(出所) 米国社会保障庁ホームページ等より作成。

米国の納税者番号制度におけるマッチング項目一覧(未定稿)

＜内国歳入庁(IRS)にその提出が義務付けられているもの＞

No.	書類様式	提出義務者	報告内容	提出先
1	1042-S	支払者(源泉徴収義務者)	非居住者、外国人及び外国パートナーシップに対する米国源泉所得のうち別途報告対象(W-2)となる給与等を除き源泉徴収対象となるもの(一定の利子、配当、ロイヤルティ、キャプルの所得等)の支払に関する報告	IRS 受領者
2	1098	利息受取者	1件当たり年間600ドル以上の事業及び取引に関連し、抵当権付貸付金利息(住宅担保ローン利子等)の受取に関する報告	IRS 債務者
3	1098-E	適格教育貸付金の利息受取者(金融機関等)	適格教育貸付金利息の600ドル以上の受取に関する報告	IRS 利息支払者
4	1098-T	適格教育機関	適格教育機関が受領した授業料、又は払い戻した特定の授業料、奨学金の支給に関する報告	IRS 学生
5	1099-A	貸出者	事業活動に関連し、財産により担保された金銭を融資する者が担保権の行使により財産の取得又は当該財産を放棄した場合の、当該債権・財産に関する報告(下限なし)	IRS 債務者
6	1099-B	有価証券ブローカー・ディーラー等	顧客の株式、債権、商品等の取引に関する報告(下限なし。有価証券の売手の納税者番号、取引額等の報告)	IRS 顧客
7	1099-C	金融機関、信用組合、連邦政府機関	年間600ドル以上の債権の全部又は一部の免除に関する報告	IRS 債務者
8	1099-DIV	配当、利益支払者 会社清算等を行う法人	年間10ドル以上の配当、企業収益の支払に関する報告 会社清算等を行う法人が提出する会社清算計画、清算における利益分配等に関する報告(600ドル以上の場合)	IRS 配当等受領者
9	1099-G	連邦・州・地方政府	年間10ドル以上の失業保険の支払に関する報告、年間10ドル以上の州・地方税の還付等に関する報告、年間600ドル以上の農業関連給付や課税助成金に関する報告	IRS 給付等受領者
10	1099-INT	利子の支払者	原則年間10ドル以上の利子の支払に関する報告	IRS 保険契約者等
11	1099-LTC	長期介護手当支給者 (保険機関)	長期介護保険等により支給される長期介護手当に関する報告(下限なし)	IRS 保険契約者等
12	1099-MISC	支払者	600ドル以上の地代や年間10ドル以上のロイヤルティの支払等に関する報告	IRS 支払受領者
		漁業者	船員に対する報酬(金銭のみでなく、収穫物の持分による報酬を含む)に関する報告(下限なし)	IRS 報酬受領者

		保険機関	医療保険、健康保険プログラムにおける医師や医療担当者に対する保険機関の支払(年間 600 ドル以上)に関する報告	IRS 支払受領者
		支払者	年間 600 ドル以上の従業員以外の者に対する報酬	IRS 報酬受領者
		卸売業者	魚介類の捕獲業者からの一業者につき現金で年間 600 ドル以上の魚介類の再販売目的の購入に関する報告	IRS 支払受領者
		支払者(保険会社等)	年間 600 ドル以上の穀物保険支払に関する報告(下限なし)	IRS 支払受領者
		支払者	弁護士への支払に関する報告(下限なし)	IRS 支払受領者
13	1099-MSA	医療貯蓄口座管理者 (金融機関等)	自営業及び小企業の医療貯蓄口座(MSA)からの給付に関する報告(下限なし)	IRS 給付受領者
14	1099-OID	発行者又はブローカー	年間 10 ドル以上の社債、CDの償還差益に関する報告	IRS 差益受領者
15	1099-PATR	組合(Cooperative)	組合からの出資者への年間 10 ドル以上の分配金に関する報告	IRS 分配金受領者
16	1099-Q	教育貯蓄口座管理者 (金融機関等)	教育貯蓄口座(Coverdell ESA)からの給付に関する報告(下限なし)	IRS 給付受領者
17	1099-R	年金・信託の受託者、保険会社等	自営業者の信託財産及び年金に関する情報。保険金の支払者による年間 10 ドル以上の IRA(個人退職勘定)、企業年金、生命、損害、医療保険等の分配に関する報告	IRS 分配受領者
18	1099-S	不動産取引の管理者(弁護士等)	原則として年間 600 ドル以上の不動産の売買や交換から生ずる総受取額等に関する報告	IRS 譲渡人
19	4789	金融機関	1回につき1万ドル超の金融機関を通じた預入、引出し、両替若しくはその他の支払又は移転に関する報告	IRS ――
20	5471	外国法人の役員、一定の株主である合衆国市民等	外国法人の設立、組織再編、株式取得等に関する報告	IRS ――
21	5472	特定の外国人所有の内国法人	特定の外国人所有の内国法人が行う関連団体との取引に関する報告	IRS 関連団体
22	5498	IRA等管理責任者	IRA(個人退職勘定)等への拠出に関する報告(下限なし)	IRS 拠出者
23	5498-MSA	医療貯蓄口座管理者	自営業及び小企業の医療貯蓄口座(MSA)等への拠出に関する報告(下限なし)	IRS 拠出者
24	8027	雇用主	レストラン等の売上、従業員の受け取ったチップに関し提出する報告(クレジット・カードによるチップ等)	IRS チップ受領者

25	8300	現金受領者	事業及び取引に関連して一取引につき1万ドル超の現金支払いを受けた場合の報告書に基づく報告	IRS 支払者
26	8308	パートナーシップ	パートナーシップ持分の売却又は交換に関する報告(金銭の記載なし)	IRS 譲渡人及び譲受人
27	W-2G	支払者	原則として 600 ドル以上のギャンブルの勝ち金の支払に関する報告	IRS 受領者

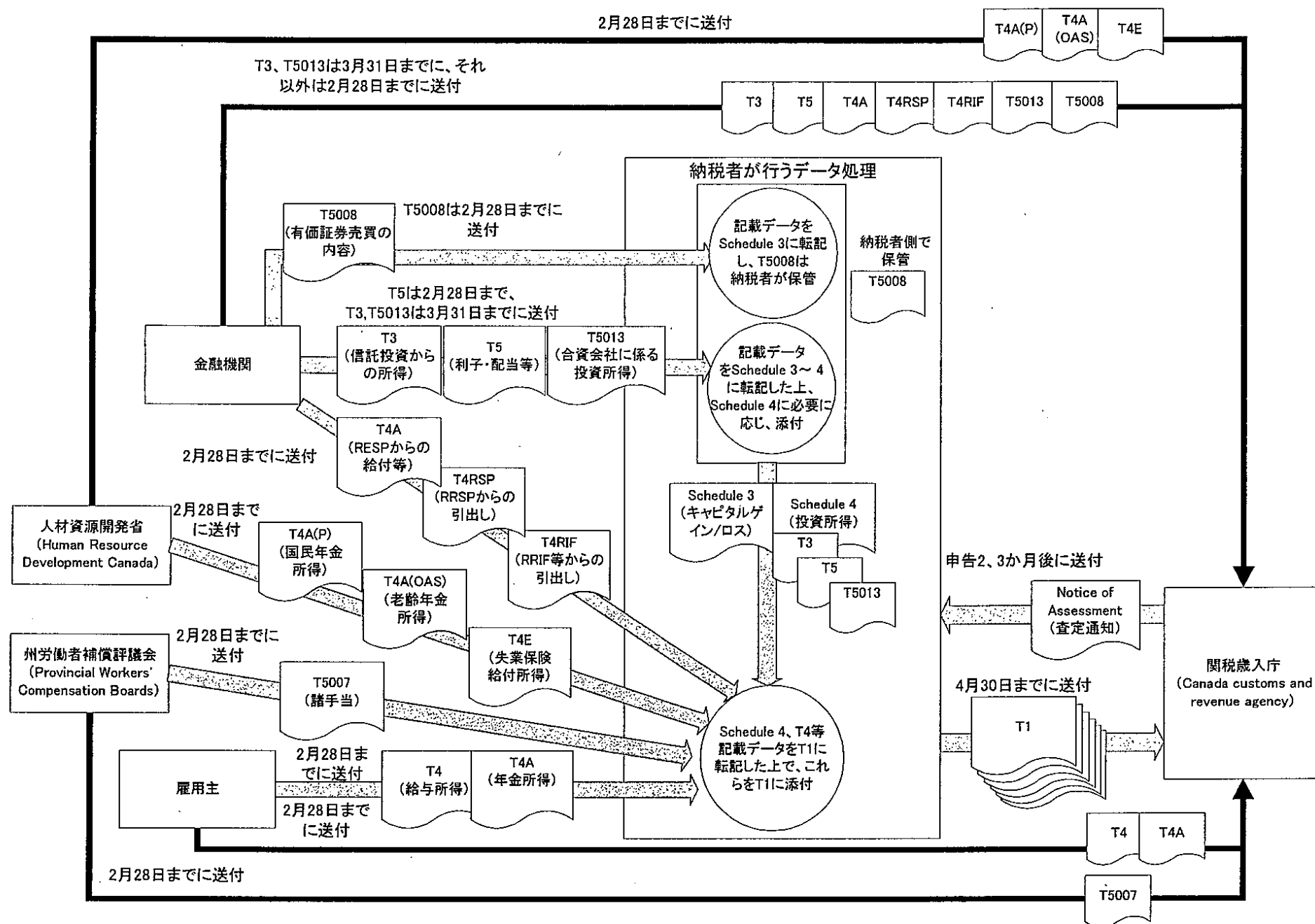
(注1) 上記書類様式に掲げた情報申告書の種類(27)は、2002年現在のものであり、2003年にはこれに加え、1099-CAP(法人の組織再編等に関する報告)、1099-H(医療保険拠出金に関する報告)、5498-ESA(教育貯蓄口座拠出金に関する報告)の3種類が追加されている。

(注2) (上記)情報申告書を IRS と共に各受領者に送付する場合には、当該情報申告書自体か又は代替性のある書面(複写)を送付するよう個別に規定されている。

<内国歳入庁(IRS)以外の省庁にその提出が義務づけられているもの>

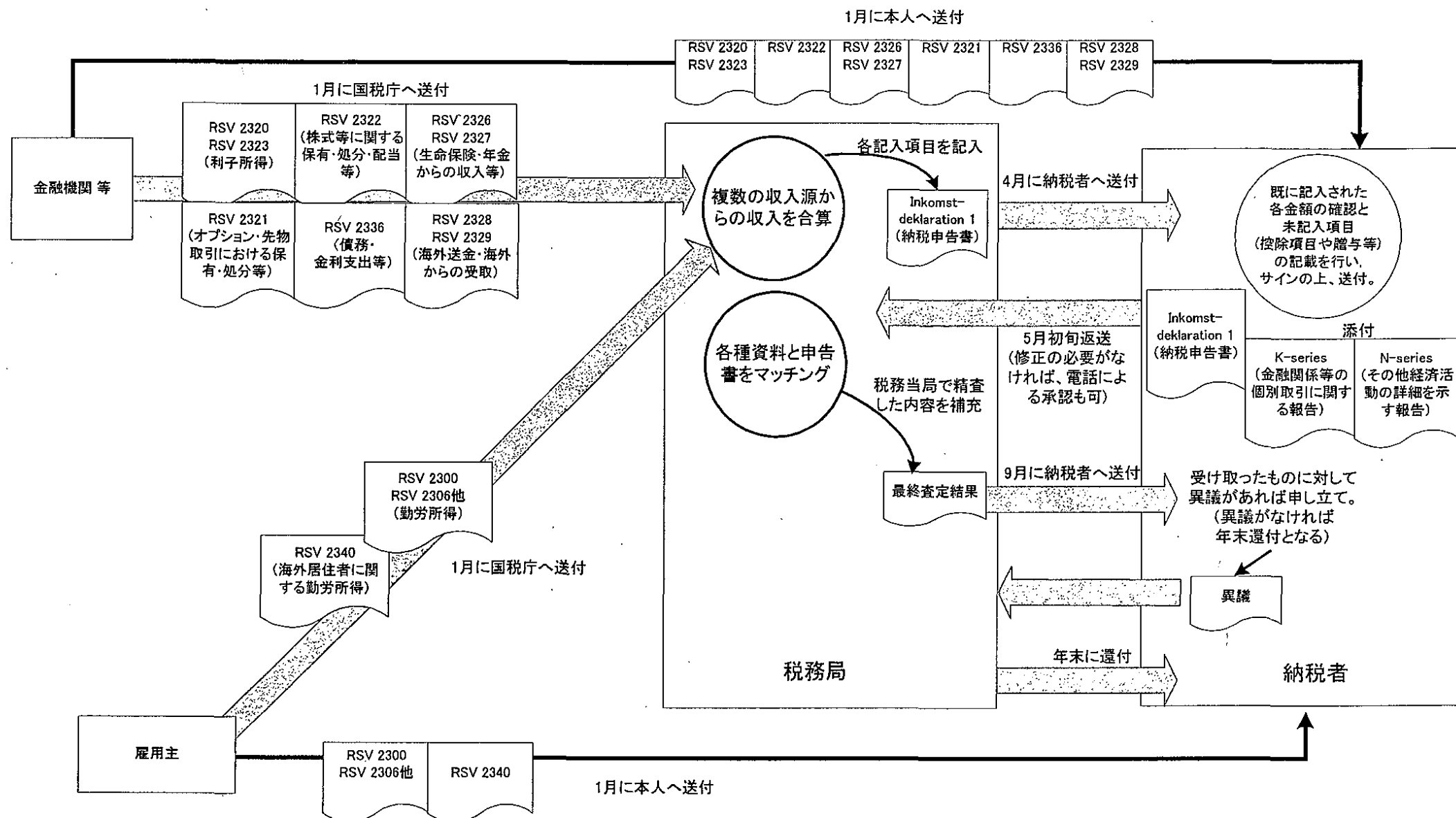
No.	書類様式	提出義務者	報告内容	提出先
1	W-2	雇用主	賃金支払、繰延報酬、その他の手当、所得税・社会保障税(社会保険料)の源泉徴収分等に関する報告	SSA 賃金受領者
2	TD F 90-22.1	資産の保有者	外国銀行等の外国にある口座において1万ドル超の資産を保有する場合に関する報告	財務省 ――

(出所) 米国内国歳入庁 Instructions 等を参照。



(出所)「カナダ関税歳入庁」ホームページ、現地監査法人等からのヒアリング等による。

スウェーデンの所得税申告における主な情報申告書等の流れ(イメージ)



(出所)「スウェーデン税務局」ホームページ等による。

オーストラリアの納税者番号制度(Tax File Number System)の概要(未定稿)

1. 趣旨

オーストラリアの納税者番号(Tax File Number(TFN))システムは、国税庁が従来から各納税者に整理番号を付けて維持してきた納税者記録整理システム(Tax File System)を整備・拡充し、それによって国税庁の所得照合事務の効率化を図り、課税漏れを防止しようとするものである。

2. 沿革

- (1) オーストラリアでは、1986年に、脱税、課税漏れ及び社会保障給付の不正受給の防止を目的に、国民1人1人に番号を付番する「オーストラリア・カード法案」が議会に提出されたが、プライバシーの侵害等を理由に87年に廃案となった。
- (2) この代案として、1988年9月より番号の利用を課税ないし課税関連目的に限定する「納税者番号法(Tax File Number(TFN) Act)案」が議論され、12月に「個人情報保護法(Privacy Act)」と併せて成立し、1989年1月より納税者番号制度が段階的に導入されることとなった。

3. 制度概要

(1) 概要(利用形態)

TFNは各納税者が任意に取得する。付番はオーストラリア国税庁(ATO)が行い、付番結果を各納税者に通知する。納税者は課税対象となる収入が発生する際に、その収入発生源となる団体等にTFNを提示し、収入を得る。各団体では課税に関する情報申告を国税庁に行う際に、TFNを知らされている納税者の分については、これを記載の上情報提供を行う。

(2) 特徴

TFNの利用については、各納税者の任意であるが、TFNを利用しない場合には、各納税者は一定率(最高税率)の源泉徴収が課されることとなる。
具体的には、

- ① 被用者が雇用者にTFNを呈示しない場合には、雇用者は給与等の支払の際に所得税の最高税率(国民健康保険税を含む48.25%(2002年1月現在))で源泉徴収、TFNを呈示した場合には、雇用者は通常の税率で源泉徴収しなければならない、
- ② 投資家がその取引に関連してTFNを金融機関等に対し提示しない場合についても、その金融機関等は原則として、すべての利子又は配当から最高税率により源泉徴収しなければならない(1991年7月～)。
- ③ 但し、上記源泉徴収額が本来の税額を超過した額については、確定申告により最終的に税額調整(還付)される。

(3) 登録方法

納税者番号を有していない者は、指定のフォームにより国税庁にその発行を申請できるが、この場合、同時に申請者の身元を確認できる書類を提出しなければならない。また、付番については、最寄りの国税局又は郵便局で申請を行うことができる。

(4) 利用範囲

TFNの利用目的は、「課税目的(給与所得と投資所得の他、給与外給付(フリンジ・ベネフィット)に対する課税等を含む)」又は、「課税関連目的(社会保障給付に関連する分野)」に限定されており、民間利用や身元確認のための利用といったその他目的での利用(目的外利用)は禁止されている。

納税環境の整備に係る検討に際しての基本的考え方

あるべき税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組んでいくに当たり、税制及び税務行政に対する納税者の信頼を確保していくことが不可欠（「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）」）。

— 納税者が円滑に申告・納税できるような環境、適正・公平な課税を実現できるような税務執行体制の整備が重要

○ 納税者番号制度

- 納税者番号制度を巡る環境の変化
- 納税者番号制度の検討の必要性
 - 金融資産性所得に対する課税一体化の検討を含めた金融・証券税制構築のための納税環境整備
- 今後の検討の進め方について必要な観点
 - 納税者番号の利用を選択した納税者の利便性向上
 - 納税者番号制度に対する国民の理解を深めていく取組み

○ 公示制度・資料情報制度